

募集のご案内

令和2年11月
世田谷区営住宅
入居者の募集(あき室)

区営住宅募集戸数：17戸

家族向け	一般世帯向け	12戸
	子育て世帯向け	2戸
	高齢者2人世帯向け	2戸
	高齢者世帯・心身障害者世帯向け	1戸

申込書 配布期間	令和2年11月4日(水)～12日(木)
-------------	---------------------

申込書 受付期間	令和2年11月4日(水)～17日(火)
-------------	---------------------

入居日	令和3年 3月1日(月)～
-----	---------------

申込方法	①申込みは<u>郵送のみ</u>で、令和2年11月17日(火)までに「世田谷区営住宅等窓口センター」に届いたものが有効です。 ②申請書の2ヶ所に63円切手を貼ってください。(切手の貼られていないもの、不足しているものは審査結果等の通知をしません。) ③定められた封筒に申込用紙を入れ、84円切手を貼り、<u>必ず郵送してください</u>。
------	--

ご注意

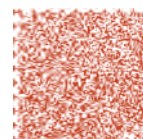
- ①申込みは、1世帯につき1通です。1世帯で重複申込みをしたとき、また同一人の氏名を2通以上の申請書に記載したとき(同居親族欄に記載されているものを含む)は全部の申込みを無効とします。
- ②申込後の同居親族の変更・訂正(出生・死亡の場合を除く)は認められませんので、申請書の記入には十分注意をしてください。婚約者又はパートナーと認めている同性者との申込みの場合は、婚約者又は同性者の氏名等も必ず記入してください。
- ③家族向け住宅への申込みは、入居時に同居親族の死亡等により単身となった場合、失格とします。
- ④所得が一定の基準内でなければ、申込みができません。所得を間違えた申込みは失格とします。

《お問い合わせ先》

(指定管理者) 株東急コミュニティー 世田谷区営住宅等窓口センター

〒158-0097 世田谷区用賀4-13-3 ハイマートピア用賀2F 電話 03(6805)6523

(区営・区立住宅等の申請書の受付事務等は、株東急コミュニティー世田谷区営住宅等窓口センターが取り扱います。)



募集する住宅

○備考欄にEVありとは、エレベーターが設置された住宅です。

一般世帯向け

※ 単身の方はご応募できません。

申請 区分 番号	住 宅 名 所 在 地	部屋 番号	建物構造	建設 年度	間 取 り 専用面積	予 定 使用料 (月額)	備考	共益費
1	桜上水三丁目アパート	301	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和 59	3DK (6畳+6畳+4.5畳+DK) 61.5㎡	34,800円 ～ 68,300円		0円
	桜上水3-10-10							
2	砧七丁目アパート	302	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和 49	3DK (6畳+4.5畳+3畳+DK) 42.3㎡	21,600円 ～ 42,400円		300円
	砧7-14-1							
3	八幡山三丁目第二アパート	104	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和 60	3DK (6畳+6畳+4.5畳+DK) 61.5㎡	34,900円 ～ 68,500円		0円
	八幡山3-32-26							
4	八幡山三丁目第二アパート	204	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和 60	3DK (6畳+6畳+4.5畳+DK) 61.5㎡	34,900円 ～ 68,500円		0円
	八幡山3-32-26							
5	用賀二丁目第二アパート	17号棟 103	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和 54	3DK (6畳+6畳+4.5畳+DK) 55.9㎡	30,000円 ～ 58,800円		0円
	用賀2-23-17							
6	大原一丁目アパート	304	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和 60	3DK (6畳+6畳+4.5畳+DK) 63.2㎡	36,400円 ～ 71,400円		300円
	大原1-12-2							
7	玉川三丁目アパート	A棟 201	鉄筋コンクリート造 5階建	平成 13	3DK (6畳+6畳+4.5畳+DK) 60.7㎡	37,200円 ～ 73,000円	EV あり	6,000円
	玉川3-27-1							
8	北烏山八丁目アパート	1号棟 203	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和 48	3DK (6畳+4.5畳+3畳+DK) 41.6㎡	20,400円 ～ 40,100円		300円
	北烏山8-9-1							
9	上用賀四丁目アパート	1号棟 303	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和 60	3DK (6畳+6畳+4.5畳+DK) 63.2㎡	35,900円 ～ 70,500円		270円
	上用賀4-14-1							
10	上北沢一丁目アパート	103	鉄筋コンクリート造 4階建	平成 3	3DK (6畳+6畳+4.5畳+DK) 63.1㎡	37,000円 ～ 72,600円	EV あり	500円
	上北沢1-25-1							
11	弦巻二丁目アパート	202	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和 61	3DK (6畳+6畳+4.5畳+DK) 61.5㎡	34,800円 ～ 68,400円		0円
	弦巻4-5-1							
12	弦巻四丁目第三アパート	303	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和 58	3DK (6畳+6畳+4.5畳+DK) 61.5㎡	34,900円 ～ 68,500円		300円
	弦巻4-5-1							

○ 詳しい申込み資格は7ページをご覧ください。

子育て世帯向け

※ 単身の方はご応募できません。

申請区分番号	住 宅 名	部屋番号	建物構造	建設年度	間 取 り 専用面積	予 定 使用料 (月額)	備考	共益費
	所 在 地							
13	フローラ千歳台	401	鉄筋コンクリート造 6階建	平成 13	3LDK (6畳+6畳+4.5畳+LDK) 66.6㎡	40,200円 ～ 78,900円	EV あり	6,000円
	千歳台3-18-11							
14	フローラ千歳台	402	鉄筋コンクリート造 6階建	平成 13	2LDK (6畳+6畳+LDK) 65.5㎡	39,500円 ～ 77,600円	EV あり	6,000円
	千歳台3-18-11							

○ 詳しい申込み資格は7ページをご覧ください。

高齢者2人世帯向け

※ 単身の方はご応募できません。

申請区分番号	住 宅 名	部屋番号	建物構造	建設年度	間 取 り 専用面積	予 定 使用料 (月額)	備考	共益費
	所 在 地							
15	フローレル北烏山	309	鉄筋コンクリート造 4階建	平成 11	2DK (6畳+4.5畳+DK) 42.6㎡	24,800円 ～ 48,600円	EV あり	6,000円
	北烏山8-4-12							
16	ホープ大蔵	302	鉄筋コンクリート造 3階建	平成 15	2DK (6畳+4.5畳+DK) 45.7㎡	26,400円 ～ 51,900円	EV あり	6,000円
	大蔵1-3-28							

○ 高齢者2人世帯向けの住宅は、シルバーピア（高齢者集合住宅）になっています。

詳しい申込み資格は8ページをご覧ください。

○ 緊急通報システムが設置された住宅となっております。

○ 世田谷区が委託した社会福祉法人等の職員が生活協力員として入居者の安否確認や緊急時の対応を行います。（ただし、日常的な介護を行うものではありません）

高齢者世帯・心身障害者世帯向け

※ 単身の方はご応募できません。

申請区分番号	住 宅 名	部屋番号	建物構造	建設年度	間 取 り 専用面積	予 定 使用料 (月額)	備考	共益費
	所 在 地							
17	粕谷四丁目アパート	105	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和 45	2DK (6畳+4.5畳+DK) 36.4㎡	19,000円 ～ 37,200円		300円
	粕谷4-11-8							

○ この住宅は、住戸内のバリアフリー（手すり取付け、床の段差解消等）改修を行った住宅です。

ただし、道路面からの段差及び共用廊下からの段差については、解消されていません。

○ 詳しい申込み資格は8ページをご覧ください。

■ 申込みにあたって

- 使用料は、世帯の所得・住宅のある地区の不動産価格・住宅の広さ・建築年数・設備等によって決められます。
- 住宅により使用料のほかに共益費がかかる団地があります。（自治会がある団地または自治会に加入している団地には各々の取り決めや会費の徴収があります。）
- 入居手続きのとき、住宅使用料の2ヶ月分を保証金として納めていただきます。
- 入居にあたり資格審査時までには連帯保証人を選任すること、または世田谷区と協定を結んだ保証会社と契約をすることが必要となります。
 - (1) 連帯保証人の資格、必要書類
 - ※資格
 - ① 日本国内に住所を有する成年者
 - ② 毎月継続した収入があり、年間所得金額1,248,001円（給与所得者の場合は、支払金額が2,044,000円）以上の方
 - ※必要書類
 - ① 印鑑登録証明書
 - ② 所得を証明する書類
 - (2) 保証会社による債務保証（機関保証の利用について）
入居者の費用負担で保証会社による債務保証（機関保証）を受けることによって連帯保証人の確保に代えることができます。詳しくは、世田谷区営住宅等窓口センターにお問い合わせください。
- 駐車場は団地によって設置しておりますが、全戸数分はありません。利用者はご相談ください。また、既に入居されている方が契約されていることが多いので、入居後すぐ利用するのは困難な場合があります。団地内の路上駐車は禁止されていますので、団地内駐車場が確保できなかった方は団地外の駐車場をお探しください。
- 住宅使用料の支払いは、口座振替、または自動払込となります。
- 区営住宅入居後、毎年6月に収入を証明する書類等を提出していただきます。（収入報告に基づき収入超過者あるいは高額所得者と認定された場合は、近隣の民間賃貸住宅の家賃並みに金額が引き上げられることがあります。）
- 使用承継（名義変更）について
区営住宅入居後、使用者（名義人）が住宅を退去する場合は、原則として同居者も退去し、区営住宅を返還していただきます。しかし、使用者（名義人）の死亡等のやむを得ない事情があり、条例等に定める基準を満たした場合に限り、残された同居者に使用承継が許可されます。
なお、使用承継許可の対象は、原則として**使用者（名義人）の配偶者（正式同居許可を受けている場合に限る）**のみにとなります。

■ 入居にあたっての了解事項

- 1, 犬や猫等の動物は飼育することはできません。
- 2, 石油ストーブ、ガスストーブは火災予防、結露、酸欠防止のため使用できません。
- 3, 住宅の敷地には、原則としてバイクの置き場はありません。
- 4, 自転車置場は、1世帯に1～2台分（住宅によって異なります）が設置されております。
- 5, 消防署の指導により、パイプスペースに物を置くことはできません。
- 6, 消防法等による法定点検、維持管理上及び緊急時に、住戸内に立ち入る場合がありますので、ご了承ください。
- 7, **住宅にかかる損害保険等は、入居者ご自身で契約していただきます。**
- 8, 共同生活をする上で、他の居住者などに迷惑をかけないよう、ルールやマナーをお守りください。
- 9, **建物の清掃、中低木の植栽管理は入居者で行っていただきます。**
- 10, **自治会がある団地には各々の取り決めや会費の徴収があります。**
- 11, エントランス、階段、廊下、集会室（談話室）、敷地内通路等の共用部での喫煙はできません。また、専用使用部分であっても各住戸のバルコニーでの喫煙はできません。

家族向けの申込資格

申込みができる方は、申込書配布期間（令和2年11月4日～11月12日）内に、次の1～4のすべてにあてはまる必要があります。

1. 現に住宅に困っていること

- (1) 入居しようとする世帯員の中に、土地や建物の所有者がいる場合は申込みできません（共有持分がある場合や、借地上に所有している場合も含みます）。ただし、次の場合は申込みことができます。
 - ㊦ 住宅が著しく老朽化しており、法的に再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、区営・区立住宅入居後2か月以内に取り壊しを証明する登記簿謄本（滅失登記）を提出できる場合。
→資格審査の時に取り壊しの契約書等で確認します。
 - ㊧ 差押、正当な事由による立退要求等により土地建物の所有者でなくなる場合（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く）。
→資格審査の時に所有権移転登記後の登記簿謄本で確認します。
- (2) 世田谷区営住宅・世田谷区立住宅の入居者は申込みできません。
- (3) 入居しようとする世帯員の中に、公的な住宅（UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅等）の名称人がある場合は申込みできません。ただし、次の場合は申込みことができます。

住 宅	区 分	資 格 要 件																
UR賃貸住宅 公社住宅 都民住宅 等	家賃が高い	家賃（共益費を除く）の負担月額が、世帯の年間総収入額（事業所得の場合、年間所得金額を給与年収に換算する）を月額に換算した場合の20%以上である場合。																
	UR賃貸住宅・公社の建替	現に居住する住宅の建替がすでに決定されている場合。 →資格審査時にUR賃貸住宅・公社からの証明書で確認します。																
	ひとり親世帯 (母子・父子世帯)	申込者本人が配偶者（内縁および婚約者を含む）のない方であり、同居親族が20歳未満の子供だけであること。																
	高 齢 者 世 帯	申込者本人が60歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者（内縁および婚約者を含む） イ おおむね60歳以上の方 ウ 18歳未満の児童 エ 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者 オ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） カ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）																
	心身障害者世帯	申込者本人または同居親族の1人が次のいずれかにあてはまること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者 イ 重度または中度の知的発達障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） エ 戦傷病手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上障害者																
	多 子 世 帯	申込者に18歳未満の児童が3人以上いて、その児童の全員が区営・区立住宅に入居できること。																
	生活保護受給世帯 又は中国残留邦人 支援給付受給世帯	申込書配布期間（令和2年11月4日～11月12日）内に、生活保護又は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている世帯であること。																
公 営 住宅等	住 宅 が 狭 い	現在、住んでいる公的住宅の住宅専用面積が下記の表にあてはまること。 <table><tr><th>一緒に住んでいる人数</th><th>住宅専有面積（壁芯）</th><th>一緒に住んでいる人数</th><th>住宅専有面積（壁芯）</th></tr><tr><td>2人</td><td>29㎡未満</td><td>5人</td><td>56㎡未満</td></tr><tr><td>3人</td><td>39㎡未満</td><td>6人</td><td>66㎡未満</td></tr><tr><td>4人</td><td>50㎡未満</td><td>7人</td><td>76㎡未満</td></tr></table> ☆ 壁芯とは、壁の半分が住戸専用面積に含まれる算定方法で、一般的な方法です。 （住戸の賃貸借仮契約書等でご確認ください。） ☆ 住戸専用面積には、バルコニーは含みません。	一緒に住んでいる人数	住宅専有面積（壁芯）	一緒に住んでいる人数	住宅専有面積（壁芯）	2人	29㎡未満	5人	56㎡未満	3人	39㎡未満	6人	66㎡未満	4人	50㎡未満	7人	76㎡未満
		一緒に住んでいる人数	住宅専有面積（壁芯）	一緒に住んでいる人数	住宅専有面積（壁芯）													
2人	29㎡未満	5人	56㎡未満															
3人	39㎡未満	6人	66㎡未満															
4人	50㎡未満	7人	76㎡未満															

※木造または簡易耐火構造の都営住宅、あるいは浴室のない都営住宅に入居されている方は、表の区分に該当しない場合でも申込みことができます。

※表中の18歳未満の人とは平成14年11月6日以降生まれの方

※表中の20歳未満の人とは平成12年11月6日以降生まれの方

※表中の60歳以上の方とは昭和35年11月13日以前生まれの方

2. 世帯の所得が所得基準内であること

申込世帯の所得の合計が、所得基準表の家族数に応じた所得基準範囲内であること。
→ 9ページ～15ページを参考にして、あなたの世帯の所得を確かめてください。

3. 同居親族がいること

申込書配布期間(令和2年11月4日～11月12日)内に、一緒に住んでいる親族(申込書配布期間内に出生された方を含みます。)と申込むことが原則です(外国人の同居親族については、申込日から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで確認できること)。

(1) 現在別に住んでいる方と一緒に申込む場合は、次のいずれかにあてはまること。

㊦ 婚約者(入居手続のときまでに入籍できること)。

㊧ 申込書配布期間(令和2年11月4日～11月12日)内に、申込者と税法上の扶養関係になる方。

㊨ 単身で居住されている方または誰からも扶養されていない方で、2親等内直系血族(申込者の父母、祖父母、子、孫)または2親等内直系姻族(配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子及び孫の配偶者)であること。(血族、姻族であっても兄弟姉妹との合併はできません。)ただし、入居しようとする世帯が5ページの高齢者世帯または心身障害者世帯の場合は、3親等内の血族または姻族の範囲内とします。

(2) 内縁関係の場合、申込書配布期間(令和2年11月4日～11月12日)以前より同居していて、住民票の続柄の記載が「末届の夫(または妻)」となっており、法律上の配偶者がいないこと。

(3) 申込者本人がパートナーとして認めている同性者と一緒に申込む場合は、法律上の配偶者がいないこと。

※ 資格審査時にお互いをパートナーとして認めている旨の申述書を両名でご持参の上、提出していただきます。

(4) 次の例のように家族を分離しての申込みはできません。

㊦ 現に同居または別居のいずれかを問わず、夫婦が別居する申込み(ただし、離婚の予定があり、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できる場合は、申込みできます。)

㊧ 結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込み。

※ 申込み後は、申込者、同居親族の変更はできません。

※ 出生予定の場合、申込時点で生まれていなければ、入居人数に含まれません。(ただし、出生した子の入居は可能です。)

4. 申込者又は同居親族が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

※ 上記4点以外に申請区分番号に応じて7～8ページの資格にも該当する必要があります。

区営・区立住宅から暴力団員を排除します!!

世田谷区は警視庁と連携して、区営・区立住宅からの暴力団員排除に取り組むこととしました。具体的な取り組みは以下のとおりです。

- 新規申込：申込者又は同居親族が暴力団員である場合は、入居を認めない。
- 同居許可：同居しようとする者が暴力団員である場合は承認しない。
- 使用承継：使用承継を受けようとする者が暴力団員である場合は承認しない。
- 明渡請求：名義人、同居者のいずれかが暴力団員であることが判明したときは、明渡請求を行う。

なお、暴力団員であるか否かの確認のため、入居後も必要に応じて警視庁に照会する場合があります。

一般世帯向け

※ 単身の方はご応募できません。

1. 世田谷区内に居住していること

- (1) 申込者本人が世田谷区内に居住する成年者（20歳未満の既婚者を含む）で、そのことが住民票の写しで証明できること。
なお、20歳未満の既婚者には、入居手続きのときまでに入籍できる婚姻予定者を含みます。（未成年どうしの婚約による申込みは、法定代理人（親）の同意が必要です。）
- (2) 外国人については中長期在留者で(1)のほかに、申込書配布期間（令和2年11月4日～11月12日）内から審査日まで継続して、次の①または②の在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
 - ①「永住者（特別永住者を含む）及びその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」
 - ② ①以外の在留資格の方は、申込書配布期間（令和2年11月4日～11月12日）内において、引き続き在留実績が1年以上ある方。

子育て世帯向け

※ 単身の方はご応募できません。

1. 世田谷区内に1年以上居住していること

- (1) 申込者本人が令和元年11月13日以前から申込の日まで、世田谷区内に継続して1年以上居住している成年者（20歳未満の既婚者を含む）で、そのことが、住民票の写しで証明できること。
なお、20歳未満の既婚者には、入居手続きのときまでに入籍できる婚姻予定者を含みます。（未成年同士の婚約による申込みは、法定代理人（親）の同意が必要です。）
- (2) 外国人については中長期在留者で(1)のほかに、申込書配布期間（令和2年11月4日～12日）内から審査日まで継続して、次の①または②の在留資格等を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
 - ①「永住者（特別永住者を含む）及びその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」
 - ② ①以外の在留資格の方は、申込書配布期間（令和2年11月4日～12日）内において、引き続き在留実績が1年以上ある方。

2. 同居親族が3人以上いること（4人家族以上）

申込みのときに、一緒に住んでいる親族と申込むことが原則です。

- (1) 現在別に住んでいる方と一緒に申し込む場合は、次のいずれかにあてはまること。
 - ㊦ 婚約者（入居手続きのときまでに入籍できること）
 - ㊦ 申込日現在、税法上の扶養関係であること
 - ㊦ 独立して生計を営む2親等内直系血族（申込者の父母、祖父母、子、孫）または、2親等内直系姻族（配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子および孫の配偶者）であること。
- (2) 内縁関係の場合、住民票で「未届の夫（妻）」となっており、戸籍上の配偶者がいないこと。
- (3) 家族を分離しての申込みはできません。
 - ㊦ 夫婦が別居する申込み
 - ㊦ 結婚、離婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込み

3. 義務教育修了前の扶養親族が2人以上いること

申込み日現在、同居者（同居しようとする者も含む）のうち2人以上が、義務教育修了前の税法上の扶養親族であること。

入居前に義務教育修了前の親族が全員いなくなったときは、入居できません。

入居後、義務教育修了前の親族がいなくなったとき、または全員成人に達したときは、住宅を明け渡していただきます。この場合、他の区営住宅をあっせんいたします。

高齢者2人世帯向け

※ 単身の方はご応募できません。

1. 世田谷区内に3年以上居住していること

- (1) 申込者本人が平成29年11月13日以前から申込の日まで、世田谷区内に継続して3年以上居住していることが、住民票の写しで証明できること。
- (2) 外国人については(1)のほかに、申込書配布期間（令和2年11月4日～11月12日）内から審査日まで継続して、次の①または②の在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
 - ① 「永住者（特別永住者を含む）及びその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」
 - ② ①以外の在留資格の方は、申込書配布期間（令和2年11月4日～11月12日）内において、引き続き在留実績が1年以上ある方。

2. 申込む世帯の構成が次のとおりであること

申込者本人が65歳以上（昭和30年11月13日以前の生まれ）で、現に同居し、または同居しようとする60歳以上（昭和35年11月13日以前の生まれ）の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む）がいること。
※ 身体上、または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方は、その心身の状況に応じた介護を受けられることが入居資格となります。

使用者または同居者の死亡などにより単身世帯になった場合、住宅を明け渡していただきます。
この場合、他の単身向け住宅（シルバーピア）をあっせんいたします。

高齢者世帯・心身障害者世帯向け

※ 単身の方はご応募できません。

1. 世田谷区内に3年以上居住していること

申込者本人が、平成29年11月13日以前から申込みの日まで、世田谷区内に引き続き3年以上居住しており、そのことが住民票で証明できること（外国人については在留資格が確認できること）。

2. 申込む世帯が(1)、(2)のいずれかにあてはまること

(1) 高齢者世帯

申込者本人が60歳以上（昭和35年11月13日以前の生まれ）であり、同居親族全員が次の㉗～㉔のいずれかにあてはまること。

- ㉗ 配偶者（内縁関係の場合は、住民票で「末届の夫（または妻）」となっている方を含む）
- ㉘ おおむね60歳以上の方
- ㉙ 18歳未満の児童（平成14年11月6日以降の生まれ）
- ㉚ 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者
- ㉛ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は1度～3度）または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者

(2) 心身障害者世帯

申込者本人同居親族のうち少なくとも1人が次の㉗～㉔のいずれかにあてはまること。

- ㉗ 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者
- ㉘ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者
- ㉙ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は1度～3度）または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者
- ㉚ 原子爆弾被爆者のうち、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方
- ㉛ 難病の医療証の交付を受けている方（難病の方を含む世帯の所得基準は10ページの所得基準表の特別区分に該当しません）

入居後、障害要件の方がいなくなったときは、住宅を明け渡していただきます。
この場合、他の区営住宅をあっせんいたします。

■ 所得基準表の見方

給与所得とは

給料、賃金、ボーナスなどの所得です。たとえば、会社員、店員、日雇い労働者、パート、事業専従者などの所得をいいます。

給与でいう「年収」とは、給与所得控除をする前の金額であり、「所得」とは異なるので注意してください。



12、13 ページをご覧ください。

事業等所得とは

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。たとえば、自営業、外交員などの所得をいいます。これらの所得は、確定申告書でお確かめください。



14 ページをご覧ください。

年金所得とは

厚生年金、国民年金、共済年金などの所得です。

なお、年金以外の所得がある場合はその所得も合計してください。



15 ページをご覧ください。

* 所得は、家族全員の現在の仕事（給料、営業、パート、アルバイト、年金等）の「所得金額」の合計でみます。

1. 所得としないもの

- ① 次の収入は0円とし、所得となりません。
仕送り、増加恩給（これに併給される普通恩給を含む）、遺族年金、障害年金、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料等の非課税所得、退職金等の一時的な所得。
- ② 過去に収入があっても、申込日現在失業中の方は0円とします。
- ③ 現在は収入があっても、申込日以降、次のアまたはイの理由により、令和3年1月末日までに退職することが申込時に確定しており、かつ、退職後無職・無収入となり、そのことが資格審査のときに証明できる方は、申請書に退職年月日を記入の上所得を0円とすることができます。

ア 申込日以降に結婚のため

イ 現在妊娠中で出産のため

2. 特別控除について

所得基準を超過していると思っても、特別控除金額を控除することによって所得基準にあてはまる場合があります。11 ページの表を見て計算してください。

3. 家族数とは

家 族 数	=	申込者本人	+	同居親族数	+	入居しないが、申込者または同居親族の 所得税法上の扶養親族数（遠隔地扶養）
-------	---	-------	---	-------	---	--

※出産する予定であっても申込みのとき生まれていない胎児は、家族数に含めることはできません。

※遠隔地扶養者数とは、区営住宅に入居しないが、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族数をいいます。たとえば、離れて住んでいる親などを扶養しているような場合です。会社や税務署に「扶養親族の申告」をしていることが必要です。

■所得基準表

あなたの世帯の家族数、所得金額を次の所得基準表にあてはめ、確認してください。

家族数	所 得 金 額	
	一 般 区 分	特 別 区 分
1人	0～1,896,000円	0～2,568,000円
2人	0～2,276,000円	0～2,948,000円
3人	0～2,656,000円	0～3,328,000円
4人	0～3,036,000円	0～3,708,000円
5人	0～3,416,000円	0～4,088,000円
6人	0～3,796,000円	0～4,468,000円

◎家族数が7人以上の世帯は、1人増えるごとに38万円を加算してください。

1. 所得基準表の特別区分とは……

(1) 心身障害者を含む世帯

申込者本人または同居親族が次のいずれかにあてはまること

ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者

イ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）

ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）

エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者

(2) 60歳以上の世帯

申込者本人が60歳以上（昭和35年11月13日以前の生まれ）であり、かつ、同居親族全員が、
ア 60歳以上（昭和35年11月13日以前の生まれ） イ 18歳未満の児童（平成14年11月6日以降生まれ）のいずれかに該当すること。

(3) 原子爆弾被爆者を含む世帯

申込者本人または同居親族が厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません）の交付を受けている原子爆弾被爆者であること。

(4) ハンセン病療養所入所者等を含む世帯

申込者本人または同居親族がハンセン病療養所入所者等であり、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。

(5) 高校修了期までの子どもがいる世帯

同居親族に18歳に達する日以後（平成14年4月2日以降の生まれ）の最初の3月31日までの間にある者がいること。

特別控除について

次の「控除の種類」にあてはまる場合には、①の場合は申込世帯の合計所得金額から、②の場合はその人の所得金額から、それぞれの特別控除金額を差し引きます。

① 申込世帯の合計所得金額から差し引くもの（申込者・同居親族・遠隔地扶養者が対象です）

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる人	備考
㊦老人扶養控除等	1人につき 10万円	所得税法上の扶養親族または控除対象配偶者で70歳以上の人	㊦の特別障害者控除を受ける人は、㊦の障害者控除をあわせて受けることはできません。
㊧特定扶養控除	1人につき 25万円	所得税法上の扶養親族（配偶者は含みません）で16歳以上23歳未満の人	
㊨障害者控除	1人につき 27万円	1 愛の手帳等の交付を受けている人で3度・4度の人 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で2級・3級の人（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む） 3 身体障害者手帳の交付を受けている人で3級～6級の人 4 戦傷病者手帳の交付を受けている人で第4項症～第2目症の人 5 65歳以上の人で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所の認定書の交付を受けている人	
㊩特別障害者控除	1人につき 40万円	1 愛の手帳等の交付を受けている人で1度・2度の人 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級の人（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む） 3 身体障害者手帳の交付を受けている人で1級・2級の人 4 戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症～第3項症の人 5 精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く人 6 原子爆弾被爆者の人で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている人 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する人 8 65歳以上の人で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所の認定書の交付を受けている人	

② 特別控除を受けられる人に所得があるとき、その人の所得金額から差し引くもの

申込者・同居親族が対象です。ただし、その人の所得金額が特別控除金額よりも少ない場合は、その所得金額のみ差し引きます。

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる人
㊰寡婦控除	27万円	申込者本人または同居親族で、夫と死別もしくは離婚し、その後婚姻をしていない女性、または夫の生死が明らかでない女性で、次の1・2のいずれかにあてはまる女性 1 扶養親族または生計を一にする子（年間所得金額38万円以下であること）を有する女性 2 年間所得金額が500万円以下の女性（1.の「扶養親族・子」のいない人もあてはまりますが、離婚した場合は除きます）
㊱寡夫控除	27万円	申込者本人または同居親族で、妻と死別もしくは離婚し、その後婚姻をしていない男性、または妻の生死が明らかでない男性で、次にあてはまる男性 1 生計を一にする子（年間所得金額38万円以下であること）を有し、かつ、年間所得金額が500万円以下の男性

公営住宅法施行令改正により、児童扶養手当を受給している非婚の母または父について、寡婦（寡夫）控除（27万円）の対象になりました。

※表中の16歳以上23歳未満の人とは平成9年11月6日～平成16年11月13日生まれの人

※表中の65歳以上の人とは昭和30年11月13日以前生まれの人

※表中の70歳以上の人とは昭和25年11月13日以前生まれの人

■給与所得の方（会社員・店員・日雇い・パート・アルバイト等）

① 現在の勤め先へ就職した日が 平成31年1月2日以降の方

現在の勤め先での、あなたの
月別収入を記入してください。

次の (1) (2) (3) からあてはまるケースを選び、収入を計算します。

働いた月	税 込 支給額	賞 与
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
合 計	収入計	賞与計

(1) 就職した日が平成31年1月2日～令和元年11月1日までの方
〔令和元年11月から令和2年10月までの合計となります。〕

$$\boxed{\text{収入計}} + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

(2) 就職した日が令和元年11月2日以降の方

就職した翌月から令和2年10月までの収入計を、収入のあった月数で割り、それを12倍します。それに、その間の賞与を加えます。

$$\frac{\text{収入計}}{\text{収入のあった月数}} \times 12 + \text{賞与計} = \text{推定年収}$$

(3) 就職した日が最近で、まだ1 か月分の給料が支給されていない方

基本給、家族手当、住宅手当など毎月必ず支給される固定的給与を12倍してください。

$$\left[\text{固定的給与} \right] \times 12 = \left[\text{推定年収} \right]$$

申請書の年収額欄

年 収 額	
総 収 入 (A)	所 得 (B)
円	円

下段で計算した
所得金額を記入
してください。

※病気等により、1 か月以上収入のない月がある場合はその月を除いて推定計算してください。

※ 2 か所以上から給与を受けている場合は、合算したのち所得金額に換算してください。

◎年間総収入額を所得金額に換算します。

次の区分により、年間総収入額を所得金額に換算してください。

年間総収入額が、

(1) 0円～1,627,999円の方

(2) 1,628,000円～6,599,999円の方→4,000円単位で端数整理します。

〔例〕 年間総収入額が2,386,998円の場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{年間総収入額} \\ 2,386,998 \text{円} \end{array} \right] \div 4,000 \text{円} = \boxed{596.7495} \text{ 小数点以下切捨} \rightarrow \boxed{596} \times 4,000 \text{円} = \left[\begin{array}{l} \text{端数整理後の額} \\ 2,384,000 \text{円} \end{array} \right]$$

(3) 6,600,000円～9,999,999円の方

② 現在の勤め先へ就職した日が 平成 31 年 1 月 1 日以前の方

《源泉徴収票のでる方》

平成 31 年分 給与所得の源泉徴収票									
支払を受ける者	住所又は居所	世田谷区世田谷 4-21-27 東京荘 101				氏名	(受給者番号)		
							(フリガナ)		
							(役職名)		
							セタゲヤ ヒロシ 世田谷 広		
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の合計額	源泉徴収税額					
給料・賞与	2386998	1488800							
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の控除額	障害者の数	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	損害保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額		
有 無 等	老人 特定 老人 その他 特別 その他	人 人 人 人 人 人 人 人 人 人	人 人 人 人 人 人 人 人 人 人	円 円 円 円 円 円 円 円 円 円	円 円 円 円 円 円 円 円 円 円	円 円 円 円 円 円 円 円 円 円	円 円 円 円 円 円 円 円 円 円		
※ (摘要)	円				配偶者の合計所得	円	円		
					個人年金保険料の金額	円	円		

年 収 額	
総収入 (A)	所得 (B)
円	円

申請書の年収額欄

この金額が所得金額です。

《源泉徴収票のでない方》

平成 31 年 1 月から令和元年 12 月までの税込支給額を合計し、申請書の「総収入額」の欄に記入し、次に下段の計算式で、年間総収入額を所得金額に換算します。

注意事項

〈休職関連の取り扱い〉

※申込日現在、病気や産休等により休職中の場合は、休職前 1 年分の収入が所得計算の対象となります。

※申込日現在は休職中ではないが、病気や産休等の休職により **令和元年11月以降** に収入のない月がある場合は、収入のない月を除いて計算した推定年収が所得計算の対象となります。収入のない月が **令和元年10月以前** の場合は、復職後の収入が所得計算の対象となります。

〈2 か所以上から給与を受けている場合〉

※支払金額または税込支給額（交通費、定期代等の課税対象外の収入は除く。）を合算したのち、所得金額に換算してください。

年間総収入額を所得金額になおす計算式

年間総収入額	計算式と所得金額
650,999円まで	所得金額は 0 円
651,000円から 1,618,999円まで	年間総収入額 (円) - 650,000 円 = (円) 所得金額
1,619,000円から 1,619,999円まで	所得金額は 969,000 円
1,620,000円から 1,621,999円まで	所得金額は 970,000 円
1,622,000円から 1,623,999円まで	所得金額は 972,000 円
1,624,000円から 1,627,999円まで	所得金額は 974,000 円
1,628,000円から 1,803,999円まで	端数整理後の額 (円) × 0.6 = (円) 所得金額
1,804,000円から 3,603,999円まで	端数整理後の額 (円) × 0.7 - 180,000 円 = (円) 所得金額
3,604,000円から 6,599,999円まで	端数整理後の額 (円) × 0.8 - 540,000 円 = (円) 所得金額
6,600,000円から 9,999,999円まで	年間総収入額 (円) × 0.9 - 1,200,000 円 = (円) 所得金額

前ページ上段で
計算した年間総収入額

申請書の年収額欄

年 収 額	
総収入 (A)	所得 (B)
円	円

計算結果を申請書の所得金額欄に記入します。

事業等所得の方（自営業・外交員等）

① 現在の仕事を始めた日が 平成 31 年 1 月 1 日以前の方

(1) 確定申告をしている方

平成 31 年分の所得税の確定申告書B

〈第一表〉

所得金額	事業等①	1488800
	業農業②	
	不動産③	
	利子④	
	配当⑤	
	給与⑥	
	雑⑦	
額	総合譲渡・一時 (㊦+{(㊧+㊨)×1/2})⑧	
	合計⑨	1488800

申請書の年収額欄

年 収 額	
総 収 入 (A)	所 得 (B)
円	円

この金額から⑧を差し引いた金額が所得金額となります。

〈第二表〉

○ 事業専従者に関する事項

		続柄	従事月数・程度 仕事の内容	専従者給与(控除)額 円
氏名	世田谷 一郎	子	12月	800,000
生年月日	明・大 昭 55. 7. 10			
氏名				
生年月日	明・大 昭 . .			
氏名				
生年月日	明・大 昭 . .			
		⑬ 専従者給与(控除)額の合計額		800,000

※妻や子供を事業専従者としている場合、この事業専従者の所得はそれぞれの専従者給与額を12～13ページの下段の計算式で所得に換算して、申請書の所得金額欄に記入してください。

(2) 確定申告をしていない方 平成31年1月から令和元年12月までの所得金額の合計となります。
(入居資格審査時には、確定申告が必要となります。)

② 現在の仕事を始めた日が 平成 31 年 1 月 2 日以降の方

○ 次の(1)(2)からあてはまるケースを選び、所得を計算します。

現在の仕事を始めた時からの月別の収入金額、必要経費、所得金額を記入してください。

働いた月	収入金額	必要経費	所得金額
年 月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
合 計			

(1) 現在の仕事を始めた日が平成31年1月2日から令和元年11月1日までの方

〔令和元年11月から令和2年10月までの合計となります。〕

推定所得金額

(2) 現在の仕事を始めた日が令和元年 11 月 2 日以降の方

現在の仕事を始めた翌月から令和 2 年 10 月までの所得金額の合計を営業した月数で割り、それを 12 倍します。

所得金額合計

営業した月数

推定所得金額

申請書の年収額欄

年 収 額	
総収入 (A)	所得 (B)
円	円

※病気等により、1 か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算をしてください。

■年金を受けている方

※年金の「所得金額」は、支給を受けた金額ではありません。

※平成31年1月から令和元年12月までに支払いを受けたすべての年金を合計し、以下の説明により「所得金額」になおしてください。ただし、遺族年金、障害年金は除きます。

① 平成30年12月以前から年金を受けている方

「平成31年分 公的年金等の源泉徴収票」などで確認されることを、おすすめします。

「源泉徴収票」の場合

平成31年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 氏 名
種別	支払金額 円
年金	※1,074,770
扶養親族等 申告書の提出 有 無	本人 特別の障害者 その他の障害者 老年者
控除対象配偶者の有無等 有 無	控除対象配偶者の有無等 有 無
扶養親族の数 特定 老人 その他 人 人 人	障害者の数 (本人以外) 特別 その他 人 人
年金の種類別	生 年 月 日

申請書の年収額欄

年 収 額	
総収入 (A)	所 得 (B)
円	円

下段で計算した所得金額を記入してください。

② 平成31年1月以降に年金を受け始めた方、年金の支給額が変更になった方

「年金裁定通知書・変更通知書」などの金額を年額とし下段で所得金額に換算してください。

◎年金収入を所得金額になおす計算式

下表の計算式で所得金額に換算してください。

本人の年齢	年金合計金額の範囲	計算式と所得金額
65歳以上 (昭和30年11月13日 以前生まれ)	1,200,000円まで	所得金額は0円
	1,200,001円～3,299,999円	年金額の合計 (円) - 1,200,000円 = (円) 所得金額
	3,300,000円～4,099,999円	年金額の合計 (円) × 0.75 - 375,000円 = (円) 所得金額
65歳未満 (昭和30年11月14日 以降生まれ)	700,000円まで	所得金額は0円
	700,001円～1,299,999円	年金額の合計 (円) - 700,000円 = (円) 所得金額
	1,300,000円～4,099,999円	年金額の合計 (円) × 0.75 - 375,000円 = (円) 所得金額

◎この金額を上回る場合は、世田谷区営住宅等窓口センターへお問い合わせください。

注) 年金のほかに収入のある方はそれぞれ所得を計算し、2段階にしてください。

例

職業	年 収 額	
	総収入 (A)	所 得 (B)
会社員	給与○○○円	○○○円
	年金○○○円	○○○円

年 収 額		計算結果を申請書のこの欄に記入します。
総収入 (A)	所 得 (B)	
円	円	

区 営 住 宅

※ 使用申請書（申込用紙）は白色です。

申請書の書き方（太線内を書いてください。申請書の裏面も記入してください。）

注意 消せるボールペンでの記入は、不可。

2～3ページの「募集する住宅」から希望する住宅を一つ選び、その申請区分番号（ご希望の番号1～17のうち一つのみ）を4か所に記入します。1つの欄に2つ以上の番号を記入したり、不統一な記入、記入もれなどがありますと、無効となります。

申込者本人も含めた住宅に入ろうとする家族全員（現在は別居しているが、住宅と一緒に入ろうとする親族も含む）を書いてください。

外国人の方も本名を記入し、通称名がある場合は併記してください。

※ここに書かれた人以外は入居できません。

職業をはっきり、具体的に書いてください。

（会社員、公務員、〇〇外交員、サービス業、大工、日雇労働者、事業専従者、小学1年生、中学3年生、無職など）

11ページの特別控除にあてはまる人がいれば、必ず記入してください。

心身障害者の場合には氏名のほかに障害の程度（〇種〇級又は判定〇度）も記入してください。

第1号様式（第4条関係）

区 営 住 宅 使 用 申 請 書

令和2年11月あき室公募（世田谷区営住宅）

重複申請、収入超過、記入もれ、記入誤りなどがあると当選しても失格になります。

令和2年11月10日

世田谷区長あて

※太線枠内を必ず記入すること。

※消せるボールペンでの記入は不可。

申請区分

抽選番号

必ず記入すること。申請できるのは1カ所だけです。

組 番

郵便番号	〒 154-0017	区内居住年数	13年以上	自宅電話	03(5432) 1111
現住所	世田谷区 世田谷 4-21-27-101 (方)				
フリガナ	セタガヤ ヒロシ				
氏名	世田谷 広				
生年月日	昭和35年4月9日 (満60歳)				

私は、世田谷区営住宅管理条例に基づく区営住宅を使用したいので、申請します。

なお、この申請書の記載内容が事実と相違するとき、又は申請者（現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるときは、使用予定者の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。

また、承認の上は、申請者（同居する者を含む。）が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明渡すことを誓約いたします。暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

世帯（親族）の構成（住宅に入ろうとする家族）									
フリガナ	氏名	続柄	生年月日 (満年齢)	職業	年 収 入 総収入(A) 所得(B)	勤務先名 (現在働いている職場)	又は学校などの所在地および名称	勤続年数	電話
セタガヤ	世田谷 広	申請者本人	昭和35年4月9日 (60歳)	会社員	2,386,780 1,488,700		世田谷区北沢2-8-18 (株)世田谷商事	6年	電話(6407) 3304
セタガヤ	良子	妻	昭和35年7月3日 (60歳)	無職					
セタガヤ	一郎	長男	昭和39年8月10日 (23歳)	大卒			世田谷区等々力3-4-1 東世大		電話(3789) 6111
セタガヤ	正子	長女	昭和40年8月25日 (18歳)	高3			世田谷区等々力3-4-1 東世高校		電話(3789) 6111
計	4名				(B)の合計額	1,488,700			

あなたの世帯で特別控除を受ける人がいる場合には、次に記入してください（障害者は障害の程度も）。

氏名	老人扶養親族等	特定扶養親族	寡 婦 (夫)	障害者又は特別障害者	障 害 の 程 度
		世田谷 一郎			種 級 度
		世田谷 正子			種 級 度
					種 級 度

No1

入居しないが、申請者又は同居親族の所得税法上の扶養親族（遠隔地扶養） 人

12～15ページで計算した所得金額を記入します。給与所得者は、支払給与の総額を(A)に、所得金額を(B)に記入してください。年金のほかに収入のある方は、それぞれに所得を計算し、二段書きにしてください。

■申請書送付先

〒158-0097 世田谷区用賀4-13-3 ハイマートピア2階
(株)東急コミュニティー 世田谷区営住宅等窓口センター

切手を貼っていないもの、不足しているものは抽選番号等の通知をしません。抽選番号・抽選結果の電話等による照会をご遠慮願います。

外国人の方で通称名を使用している場合は、通称名のみの記入でけっこうです。

郵便はがき

63円切手を必ず貼ってください。

158-0097

東京都世田谷区 世田谷 4-21-27-101 様方

氏名 世田谷 広 様

〒158-0097 世田谷区用賀4-13-3 ハイマートピア用賀2F
(株)東急コミュニティー 世田谷区営住宅等窓口センター
☎03-6805-6523

申請区分番号 /

抽選番号 /

組 番

No2

太線内を書いてください。

③ 外側にして折ってください (切りはなさないこと)

郵便はがき

63円切手を必ず貼ってください。

158-0097

東京都世田谷区 世田谷 4-21-27-101 様方

氏名 世田谷 広 様

〒158-0097 世田谷区用賀4-13-3 ハイマートピア用賀2F
(株)東急コミュニティー 世田谷区営住宅等窓口センター
☎03-6805-6523

申請区分番号 /

抽選番号 /

組 番

No3

太線内を書いてください。

申請書整理票

太線内を書いてください。

左の四角の中に氏名のフリガナの最初の二字を書き入れてください。
たとえば セタガヤ 花子 なら セ タ と書いてください。

フリガナ	セタガヤ ヒロシ	申請者の勤務先名、所在地(現在働いている職場)
氏名	世田谷 広	名称 (株)世田谷商事 電話 03(5432)1111
住所	世田谷区 世田谷 4-21-27-101	所在地 世田谷区北沢 2-8-18
申請区分番号	/	抽選番号
組		番

フリガナ	氏名	続柄	満年齢	職業	現住所
セタガヤ ヒロシ	世田谷 広	申請者本人	60歳	有・無・学	世田谷区市部
ミヨコ	長子	要	60歳	有・無・学	〃
イチロウ	長男	要	23歳	有・無・学	〃
ミサ子	長女	要	18歳	有・無・学	〃
計 4 名					

※裏面の 1. と 2. についても必ず記入してください。

資格審査のときまでに退職しなければならない人で以後無職・無収入になる人は「〇年〇月退職予定」と記入します。
年金・思給を受けている方はその種類を、また生活保護を受けている方は「生活保護受給中」と記入します。

■申込み上の注意

- 申込書は、1世帯で1通しか提出できません。もし、1世帯で申込者名を変えるなどして2通以上出していた場合、または1人が2世帯以上の構成員となっていた場合には、すべての申込書が無効となりますので、ご注意ください。
- 婚約者と申込み場合は、入居までに婚姻を証明する書類の提出がない場合は失格となります。また、申込後の婚約者の変更も失格となります。
- 申込み後の家族の増減変更は、出生、死亡以外は認められません。死亡の場合で入居者が一人となった場合、また、申込者自身がなくなれた場合、失格となります。
- 申込内容が虚偽であることが判明したときは、当選後でも失格となります。また、申込み後に内容の訂正および変更することはできません。
- 日本国籍がなく、通称名を登録されている方の申込者氏名は、本名および通称名の両方をお書きください。
- パートナーとして認めている同性者と申込み場合は、資格審査時に互いにパートナーとして認めている旨の申述書の提出がない場合は失格となります。また、申込後の同性者の変更も失格となります。

申込者本人も含めた住宅に入ろうとする家族全員(現在は別居しているが、住宅と一緒に入ろうとする親族も含む)を書いてください。

※ここに書かれた人以外
は入居できません。

標準間取り図

これは標準的な間取り図の一例です。実際と異なることがあります。

① 桜上水三丁目アパート
(一般世帯向け)



② 砧七丁目アパート
(一般世帯向け)



③④ 八幡山三丁目第二アパート
(一般世帯向け)



⑤ 用賀二丁目第二アパート
(一般世帯向け)



これは標準的な間取り図の一例です。実際と異なることがあります。

⑥ 大原一丁目アパート
(一般世帯向け)



⑦ 玉川三丁目アパート
(一般世帯向け)



⑧ 北烏山八丁目アパート
(一般世帯向け)



⑨ 上用賀四丁目アパート
(一般世帯向け)



これは標準的な間取り図の一例です。実際と異なることがあります。

⑩ 上北沢一丁目アパート
(一般世帯向け)



⑪ 弦巻二丁目アパート
(一般世帯向け)



⑫ 弦巻四丁目第三アパート
(一般世帯向け)



⑬ フローラ千歳台
(子育て世帯向け)



これは標準的な間取り図の一例です。実際と異なることがあります。

⑭ フローラ千歳台
(子育て世帯向け)



⑮ フローレル北烏山
(高齢者2人世帯向け)



⑯ ホープ大蔵
(高齢者2人世帯向け)



⑰ 粕谷四丁目アパート
(高齢者世帯・心身障害者世帯向け)



個人情報取扱について

世田谷区営住宅等窓口センター プライバシーポリシー ～個人情報保護方針～

1. 当窓口センターは、業務上の個人情報の取り扱いにおいて「個人情報の保護に関する法律」はもとより、個人情報の保護に関連するその他の法令、指針、その他の規範を遵守いたします。
2. 当窓口センターは、この宣言を実行するための個人情報保護マネジメントシステムを確立し、継続的に改善・維持してまいります。
3. 当窓口センターは、個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善および個人情報の適切な保護のために、「個人情報保護に関する規程」を定め、当社従業員、その他関係者に周知徹底させて実行し、改善・維持してまいります。
4. 当窓口センターは、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどを防止するため、「情報セキュリティに関する規程」を定め、不正アクセス対策、コンピュータウィルス対策等適切な情報セキュリティ対策を講じ、是正してまいります。
5. 当窓口センターは、個人情報の取得にあたり、適法かつ公正な手段によって行い、不正な方法により取得しないことはもちろん、個人情報の主体であるお客様等から、利用目的を明確にした上で、原則として同意をとり、当社インターネットホームページに必要事項を公表し、目的外の利用はいたしません。また、目的外の利用をしないために適切な措置を講じます。

個人情報の保護に関する法律に基づく公表事項について

6. 当窓口センターは、個人情報を間接的に取得する場合、取得する個人情報について、提供者がお客様から適正に取得したものであるかどうかを確認し、契約上の手当てをします。又、当社インターネットホームページに個人情報の利用目的等の必要事項を公表し、目的外の利用はいたしません。
7. 当窓口センターは、お客様が自己の個人情報について、開示、訂正、使用停止、消去等の権利を有していることを確認し、お客様からのこれらの要求に対して遅滞なく応じます。
8. 当窓口センターは、業務を委託するために個人情報を第三者に預託する場合、当該第三者について調査し必要な契約を締結し、その他法令上必要な措置を講じます。

■ 申込から入居まで

申 込 期 間	申込書受付期間内に世田谷区営住宅等窓口センターに郵送で届いたものに限 り受け付けます。
---------	--



抽選番号の通知	令和2年11月19日(木)頃に発送する 予定です。
---------	------------------------------



抽 選	新型コロナウイルスの感染拡大防止と して、会場での抽選会はいりません。 (抽選後、世田谷区営住宅等窓口セン ター、区役所住宅管理課のホームペー ジに抽選結果を掲示します。)
-----	--



抽選結果の通知	令和2年12月1日(火)頃に発送する 予定です。
---------	-----------------------------

落選 ← (当選者 = 資格審査対象者)

入居資格審査	資格審査対象者には審査に必要な書類 を世田谷区営住宅等窓口センターに 郵送していただき、面接により審査 します。 (令和2年12月下旬予定) なお、資格審査は原則として本人に来 所していただきます。
--------	---



結 果 の 通 知	令和3年1月18日(月)頃に発送する 予定です。
-----------	-----------------------------

失格 ← (合格者)

入 居 手 続	入居開始予定日の前日までに、入居 手続きをし、鍵をお渡しします。 <u>手続 きは、連帯保証人の連署が必要です。</u> また、使用料の2か月分の保証金を 納入していただきます。(別途ご案内 致します)
---------	---



入 居	入居開始日(3月1日)から15日以内 にご入居ください。
-----	---------------------------------

(注) 入居許可日から30日以内に、住民票を提出していただきます。

― 申込み後、住所の変わる方へ ―

- 抽選番号と抽選結果の通知のハガキは、最寄りの郵便局に連絡してハガキを転送してもらってください。当課に連絡されても、住所変更はいたしません。
- 審査対象者および補欠者となられた方は、ハガキに ① 募集時期 ② 申請区分番号 ③ 抽選番号 ④ 旧住所 ⑤ 新住所 ⑥ 申込者名を記入して、

〒158-0097

世田谷区用賀 4-13-3

ハイマートピア用賀 2階

(株)東急コミュニティー

世田谷区営住宅等窓口センター

あてにお送りください。

― 補欠者の繰上げ ―

資格審査により失格者が出た場合、抽せんで補欠となった方を順位に従って繰り上げ、資格審査を行います。

なお、繰上げとならなかった方への連絡はいたしません。

※補欠者の権利は、申請区分の入居が完了した時点で、その効力を失います。

(株)東急コミュニティー
世田谷区営住宅等窓口センター

〒158-0097 世田谷区用賀 4-13-3
ハイマートピア用賀 2階
電話 03 (6805) 6523

ホームページアドレス:
<http://setagayakueijutaku.jp/>



古紙配合率70%再生紙を使用しています